

# EU 特恵関税に関する原産地制度

2018 年 10 月  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
欧州ロシア CIS 課  
ブリュッセル事務所

**【免責条項】**

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

本レポートは、2018年7月に署名に至った日EU経済連携協定（EPA）の活用を見据え、2006年に発表されたEUの新通商戦略「グローバル・ヨーロッパ」<sup>1</sup>以降にEUが域外各国と締結又は交渉妥結した自由貿易協定（FTA）における特惠原産地規則の概要をまとめたものである。

「1. 『次世代FTA』におけるEUの特惠原産地規則の特徴」では、2006年以降にEUが締結・または交渉妥結したFTAにおける特惠原産地規則の特徴を概説する。「2. 個別協定における原産地規則」では、EUがFTAを締結もしくは交渉妥結した国のうち、特に日本もFTAを締結もしくは現在交渉中であるパートナーに焦点を当て、EUメキシコ・グローバル協定、EUチリ連合協定、EU韓国FTA、EU・カナダ包括的経済貿易協定（CETA）、EUシンガポールFTA、EUベトナムFTAおよび日EU・EPAにおける原産地規則の内容を紹介する。

なお、2006年以前にEUが締結したFTAの原産地規則については、ジェトロ調査レポート「特惠関税に関する原産地規則（EU）」（2006年）<sup>2</sup>でまとめている。

---

<sup>1</sup> 欧州委員会「GLOBAL EUROPE: competing in the world」

[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/october/tradoc\\_130376.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/october/tradoc_130376.pdf)

「グローバル・ヨーロッパ」により、EUは、通商戦略の転換を行い、成長著しいアジアを中心とする新興市場の開拓に狙いを定めFTA交渉を進めていくという姿勢を前面に打ち出した。

<sup>2</sup> [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/jfile/report/05001339/05001339\\_001\\_BUP\\_0.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/05001339/05001339_001_BUP_0.pdf)

1. 「次世代 FTA」における EU の特惠原産地規則の特徴 .....	1
(1) EU の特惠原産地規則 .....	1
(2) 原産地証明制度、認定輸出者制度 .....	1
(3) EU の累積制度 .....	2
① 二国間累積 (bilateral cumulation of origin) .....	2
② 全累積 (full cumulation) .....	2
③ 第三国累積 .....	3
2. 個別協定における原産地規則 .....	5
(1) EU メキシコ FTA (再交渉中) .....	5
(2) EU チリ FTA (再交渉中) .....	8
(3) EU 韓国 FTA .....	10
(4) EU カナダ包括的経済貿易協定 (CETA) (暫定適用開始) .....	13
(5) EU シンガポール FTA (未発効、署名・暫定テキスト公開済み) .....	18
(6) EU ベトナム FTA (未発効、暫定テキスト公開済み) .....	22
(7) 日 EU・EPA (未発効、署名・テキスト公開済み) .....	26
資料 1. 協定における特惠関税制度および原産地規則の法的枠組み .....	31
資料 2. 最低作業リスト .....	35

## 1. 「次世代 FTA」における EU の特惠原産地規則の特徴

### (1) EU の特惠原産地規則

EU が締結する自由貿易協定 (FTA) で採用される基本的な原産地規則は、ジェトロ調査レポート「特惠関税に関する原産地規則 (EU)」(2006 年) でまとめている。

本章では、EU における特惠原産地規則のうち、EU が「次世代 FTA」と呼ぶ、新通商戦略「グローバル・ヨーロッパ」以降に締結もしくは交渉妥結した FTA において、2006 年以前の FTA から制度に変更が見られる部分として、特に原産地証明制度および累積制度について解説する。

### (2) 原産地証明制度、認定輸出者制度

2006 年以前に締結された EU の FTA では、インボイスその他の商業書類上で特惠関税適用を受けるための申告 (Invoice Declaration) による原産地証明制度を利用できるのは、原則として認定輸出業者のみであり、認定輸出業者以外であっても Invoice Declaration による申請が認められているのは、6,000 ユーロを超えない価額の産品に限定されているのが一般的であった。2011 年 7 月に暫定適用を開始した EU 韓国 FTA、2014 年 10 月に交渉妥結した EU シンガポール FTA、2015 年 12 月に交渉妥結した EU ベトナム FTA でも、同様のルールが採用されている。

これに対し 2017 年 9 月に暫定適用を開始した EU・カナダ包括的経済貿易協定 (CETA)、2018 年に署名された日 EU 経済連携協定 (EPA、未発効) については、輸出者は認定を受けているか否かに限らず等しく原産地申告 (Origin Declaration) による申請が認められている。日 EU・EPA では、「自己申告制度」と呼ぶ。

なお、2000 年 7 月に発効した EU メキシコ・グローバル協定、および 2003 年 2 月に発効した EU チリ連合協定については、後述のとおり現在再交渉が行われている。両 FTA については、現行協定の下では、認定輸出業者以外が原産地申告を作成できるのは 6,000 ユーロ以下の産品に限定されていたが、2018 年 4 月に大枠合意された EU メキシコ間の新 FTA については、欧州委員会は、認定輸出業者に関する規定をなくし、どの輸出者も原産地申告を行える制度を提案している。2018 年 10 月 22 日現在、大枠合意された暫定版として欧州委員会が公表しているテキストに原産地規則章は含まれていないが、欧州委員会が発表した「大枠合意の概要<sup>3</sup>」では、認定輸出業者の記載はなく、輸出者・生産者が原産地申告を行えるというシンプルな説明となっており、欧州委員会の提案が受け入れられた可能性がある。2018 年 10 月 22 日現在交渉継続中の EU チリ間の新 FTA においても、EU 側は自

---

<sup>3</sup> [http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2018/april/tradoc\\_156791.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2018/april/tradoc_156791.pdf)

己申告制度を原則とする制度を提案している。

また、「自己申告制度」を採用した FTA については、証明制度の変更に伴い協定上認定輸出者制度の規定は設けられていない。

### (3) EU の累積制度

累積規定も、EU が 2006 年以前に締結した FTA と、「次世代 FTA」とで協定上の規定ぶりや制度に変化が見られる。ここでは、EU の「次世代 FTA」で採用されている累積規定の概要について解説する。

#### ① 二国間累積 (bilateral cumulation of origin)

二国間累積は、EU と、自由貿易協定国または自主的特恵関税が付与された特恵受益国との間で適用される。「原産品」または「原産材料」のみを対象とする、最も典型的な累積ルールであり、全ての EU 原産地規則に共通する制度である。「次世代 FTA」の傾向として、協定の中で“bilateral cumulation”という表現は使用せず、具体的に累積が認められる条件を記載する形式が採られている点が挙げられる<sup>4</sup>。

#### ② 全累積 (full cumulation)

「全累積」とは、協定締約国の領域において行われる非原産品への作業または加工の全てを加算して考慮に入れることができる累積制度である。

全累積以外の全ての累積ルールでは、作業または加工は当該締約国の「原産品」に対して行われることが必要である。これに対して全累積の場合は、完成品が原産地を取得するためには、リストルールに規定されている「作業または加工」が同地域内で行われることを前提としつつ、協定締約国でない第三国で得られた「非原産材料」に対する「作業または加工内容」についても累積の対象となる。

2006 年以前に EU が締結した FTA においては、欧州経済領域 (EEA、EU 加盟国に加えてノルウェーとアイスランド、リヒテンシュタインによって構成される) 諸国、ACP (アフリカ・カリブ海・太平洋) 諸国等一部の FTA では全累積が採用されている。「次世代 FTA」でも、CETA、日 EU・EPA などのごく最近の EU の FTA の一部では、全累積を認めている。なお、これらの FTA では、「全累積」(full cumulation) という表現は使用されず、具体的に累積が認められる状況を記載する形が採られているが、概ね従来 of FTA における全累積と同じ内容である。

なお、2018 年 7 月に署名された日 EU・EPA では、①二国間累積は第 3.5 条第 1 項に、②全累積は同条第 2 項において以下のように規定されている。同条第 3 項～第 5 項では、

---

<sup>4</sup> 例：日 EU・EPA 第 3.5 条では、第 3 項～第 5 項で累積が適用される条件を規定している。

累積が適用される条件について規定している。

表 1. 日 EU・EPA における累積規定

<p>第 3.5 条 累積</p> <p>1 一方の締約国の原産品とされる製品は、他方の締約国において他の製品を生産するための材料として使用される場合には、他方の締約国の原産品とみなす。</p> <p><b>【二国間累積】</b></p> <p>2 一方の締約国において非原産材料について行われた生産は、製品が他方の締約国の原産品であるかどうかを決定するに当たって考慮することができる。<b>【全累積】</b></p> <p>3 1 及び 2 の規定は、他方の締約国において行われた生産が前条 1 (a) から (q) までに規定する一又は二以上の工程の水準を超えない場合には、適用しない。</p> <p>4 輸出者は、2 に規定する製品に関し、第 3.16 条 2(a) に規定する原産地に関する申告を完成させるため、附属書 3-C に規定する情報を当該製品についての供給者から入手しなければならない。</p> <p>5 4 に規定する情報は、当該情報が提供された日から十二箇月を超えない期間内に供給される単一の貨物又は同一の材料についての複数の貨物について適用される。</p>
--

(出所) 日 EU・EPA 第 3.5 条

### ③ 第三国累積

最近の EU の FTA では、一定の条件下で協定締約国ではない第三国原産品の累積を認めている。協定締約国ではない第三国原産品の累積は、従来 EU が締結してきた FTA においても「対角累積 (diagonal cumulation of origin)<sup>5</sup>」として規定がなされているが、最近の傾向として、従来の対角累積で条件とされている「共通の原産地規則と累積ルールを備えていること」は求めない代わりに、適用対象となる品目や国がより限定的となる傾向がある。

たとえば日 EU・EPA における規定内容を見ると、対象となる製品の HS コードを特定し、乗用自動車に組み込むための一部の部品に限っているうえ、両締約国が共通して FTA を結んでいる国であることを前提としつつ、さらに第三国累積を適用するための詳細ルール (実施取り決め) を個別協定ごとに別途決定し、かつその内容を協定当事国へ通報すること等の条件を定めている。その結果、協定発効時点で第三国累積が適用される国はなく、第三国累積が適用される製品および国は極めて限定的となる規定ぶりとなっている。

日 EU・EPA と同様、最近の EU の FTA では、累積が認められる国や製品に制限が設けられていたり、一方の協定国についてのみ累積を認める片務的措置を採っているなど、かなり具体的な規定となっているものや、現在は累積可能な第三国はないが今後の FTA 交渉に鑑み、第三国累積の余地を残す、いわゆる将来規定とされているものがあり、後者は協定上

<sup>5</sup> ジェトロ調査レポート「特惠関税に関する原産地規則 (EU) (2006 年)「1. 総論」で「多国籍累積」として紹介している。

においては具体的な取り扱いに関する言及が少なく、適用条件については別途両国で合意することが前提となっている。協定により適用条件が異なることから、個別の協定における内容について、「2. 個別協定における原産地規則」で解説する。なお、第三国累積が採用された「次世代 FTA」では、いずれも「対角累積」(diagonal cumulation) という表現は使用されず、具体的な累積の説明を記載する形式をとっている。

日 EU・EPA では、特定産業のみを対象とした第三国累積について、付録 3-B-1 (特定の車両及び車両の部品に関する規定) 第 5 節において、以下のとおり規定されている。

表 2. 特定産業のみを対象とした第三国累積規定

付録 3-B-1 特定の車両及び車両の部品に関する規定

第 5 節 第三国との関係

両締約国は、統一システムの第 87.03 項の製品の一方の締約国における生産において使用される統一システムの第 84.07 項、第 85.44 項及び第 87.08 項の一部又は全ての材料であって第三国を原産地とするものを、この協定における原産材料とみなすことを決定することができる。**【第三国累積】**

ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。

- (a)各締約国が、当該第三国との間において 1994 年のガット第 24 条に規定する自由貿易地域を構成する貿易協定 (効力を有するもの) を締結していること。
- (b)一方の締約国と当該第三国との間においてこの節の規定の完全な実施を確保する十分な行政上の協力に関する取極が効力を有していること及び一方の締約国が他方の締約国に対し当該取極について通報すること。
- (c)両締約国が他の全ての適用可能な条件に合意すること。

## 2. 個別協定における原産地規則

日本と EU が共通に FTA を締結、もしくは今後締結する可能性のある国を中心に、次の 7 協定における原産地規則の法的枠組みおよび規定の内容について記載する。

- (1) EU メキシコ FTA
- (2) EU チリ FTA
- (3) EU 韓国 FTA
- (4) EU カナダ FTA
- (5) EU シンガポール FTA
- (6) EU ベトナム FTA
- (7) 日 EU・EPA

### (1) EU メキシコ FTA (再交渉中)

EU とメキシコは、1997 年に EU メキシコ経済連携・政治協調及び協力協定 (Economic Partnership, Political Coordination and Cooperation Agreement) (グローバル協定) に署名し、当該 FTA は 2000 年 10 月に発効している。このうち FTA 部分について、現行協定に代わる新 EU メキシコ FTA が現在交渉されており、2018 年 4 月に大枠合意に達した。欧州委員会によると、新協定により新たに合意された点として、乳製品、肉類を含む飲食料品にかかる双方のさらなる関税撤廃、メキシコのサービス市場アクセスの改善、労働者の権利および環境保護の約束等が挙げられている。

#### ① 法的枠組み

現行のグローバル協定 (以下、現行協定) の原産地規則<sup>6</sup>の法的枠組みについては、「資料 1. 各協定における特恵関税制度および原産地規則の法的枠組み (31 頁)」を参照されたい。

新 EU メキシコ FTA の原産地規則について、メキシコとの大枠合意の概略については公開されているものの、大枠合意時点版として欧州委員会が公開したテキストに原産地規則章は含まれておらず、詳細は明らかにされていない。なお、欧州委員会によると 2018 年 10 月 22 日現在、技術的問題に関するメキシコとの交渉が継続されており、今後の交渉の結果内容がさらに変更される可能性もある。欧州委員会は、2018 年中のテキストの最終確定を目指すとしている。

下記の内容は、現行協定及び欧州委員会が公開している新 EU メキシコ FTA の大枠合意

---

<sup>6</sup> Annex III DEFINITION OF THE CONCEPT OF ORIGINATING PRODUCTS AND METHODS OF ADMINISTRATIVE COOPERATION (Annexes to Decision No 2/2000 of the EC-Mexico Joint Council of 23 March 2000 )

[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22000D0929\(01\)&qid=1537419590491&from=EN](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22000D0929(01)&qid=1537419590491&from=EN)

の概略<sup>7</sup>に基づくものである。

## ② 累積ルール

現行協定は、EU とメキシコの出産材料をいずれかの締約国の出産品とする二国間累積制度を採用しており、新 EU メキシコ FTA においても、二国間累積ルールが維持される予定。

## ③ 最低作業

「最低作業」とは、その重要性が低いため出产地資格を付与することができないレベルの作業または加工のことをいう。したがって、当該国における作業または加工が品目別出产地規則（List rule）<sup>8</sup>の要件を充たしていたとしても、かかる作業または加工が「最低作業」である場合には、完成品にその国の出产地の資格を付与することはできない。

更に、累積制度の下では、作業または加工は、必ずしも当該品目別出产地規則の要件を充たす必要はないが、「最低作業」のレベルを超えなければならない。

EU・メキシコ間の現行協定における最低作業または加工の内容については、「資料 2. 最低作業リスト（35 頁）」を参照されたい。新 EU メキシコ FTA においては、現行の内容が維持される見込み。

## ④ 一般許容ルール（デミニマス）

現行協定における一般許容ルールは、品目別出产地規則を充足しない非出产地材料につき、その価額が工場渡し（EXW）価格の 10% を超えない場合に限り非出产地材料を使用することができるとするもの（HS 50 類から 63 類の品目には、上記とは異なる特別な一般許容ルール<sup>9</sup>が適用される）<sup>10</sup>。但し、一般許容ルールの適用により、品目別出产地規則に規定されている非出产地材料の最大価額を超えないことを条件とする。

新 EU メキシコ FTA の大筋合意の概略には一般許容ルールに関する言及はないものの、一般許容ルールは EU が締結している FTA で一般的に規定されているルールであることから、維持される可能性が高い。

---

<sup>7</sup> New EU-Mexico agreement; The agreement in principle; Brussels, 23 April 2018  
[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2018/april/tradoc\\_156791.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2018/april/tradoc_156791.pdf)

<sup>8</sup> 出产地を取得するために行われなければならない「作業または加工リスト」（品目別出产地規則）を指す。

[https://ec.europa.eu/taxation\\_customs/business/calculation-customs-duties/rules-origin/general-aspects-preferential-origin/list-rules\\_en](https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/calculation-customs-duties/rules-origin/general-aspects-preferential-origin/list-rules_en)

<sup>9</sup> HS50 類～63 類の品目に適用される一般許容ルールは、付属書 I に規定されている。

<sup>10</sup> 付属書 III 第 5 条第 2 項

## ⑤ 関税還付禁止ルール

「関税還付」とは、再輸出加工手続（IPP）<sup>11</sup>に適合する輸入品に関して、既に支払われた関税を払い戻す制度である。「関税還付禁止」とは、第三国の原材料に適用される関税の支払いを確保するために関税還付を禁止することをいう。非原産材料への関税が EU 内の関税と比べて著しく高い国の場合には、FTA において一定の期間に限り一部関税還付を認めるものがある。

EU・メキシコ間では、現行協定には、関税還付禁止ルール<sup>12</sup>が規定されており、協定発効から約 2 年半の移行期間を経て 2003 年 1 月 1 日より適用されていた。新 EU メキシコ FTA では、関税の還付は禁止されない見込み。

## ⑥ 原産地証明

現行協定における原産性の証明方法は、以下のいずれかによる。

- 輸出国の当局が発行する原産地証明書（EUR 1. Movement certificate<sup>13</sup>）<sup>14</sup>
- 輸出者が作成する、インボイス、デリバリーノートまたはその他の商業書類上の申告（Invoice Declaration）<sup>15</sup>

なお、Invoice Declaration を作成することができる輸出者は、次のように定義されている。

- 認定輸出業者
- 6,000 ユーロを超えない貨物の輸出業者（認定輸出業者でなくても良い）

欧州委員会によると、新 EU メキシコ FTA では、原産性の証明は輸出者（または生産者）が作成する原産地申告（Statement on Origin）により行うことになる。従い、新協定の発効により輸出国当局が発行する原産地証明書（EUR 1）は廃止され、認定輸出業者以外も含めたすべての輸出者が、製品の価額によらず原産地申告を作成することを認める可能性がある。

## ⑦ 認定輸出業者

---

<sup>11</sup> 加工後に再輸出する目的で域内に持ち込まれる原材料や半製品に対し、関税や輸入付加価値税（VAT）を含む諸税の支払いを猶予する制度。詳細はジェトロ制度情報を参照。  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/jfile/country/eu/trade\\_03/pdfs/eu\\_P20\\_3K010.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/eu/trade_03/pdfs/eu_P20_3K010.pdf)

<sup>12</sup> 附属書 III 第 14 条

<sup>13</sup> EU が作成する特惠原産地証明書の EUR-1 については、以下も参照のこと。  
<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04J-010019.html>

<sup>14</sup> 附属書 III 第 16 条～第 19 条

<sup>15</sup> 附属書 III 第 20 条

現行協定において「認定輸出業者」とは、税関当局が定める一定の条件を充たした輸出業者<sup>16</sup>のことであり、貨物の価額の多寡にかかわらず **Invoice Declaration** を作成することが認められている。

新 EU メキシコ FTA の大筋合意の概略には、認定輸出業者や、貨物の価額など、輸出者を区別する記載はないことから、認定輸出業者ではない輸出者も含めて原産地申告を作成できる可能性がある。

## (2) EU チリ FTA (再交渉中)

EU とチリは、2002 年に FTA を含む連合協定 (EU Chile Association Agreement) を締結し、当該協定は 2003 年 2 月に暫定適用を開始、2005 年 3 月に正式発効した。現在、両国は当該 FTA を近代化するための交渉を行っており、2018 年 6 月 1 日に第三回目の交渉会合が実施された。

2018 年 10 月 22 日現在、新 EU チリ FTA に関し EU 側が提案したテキスト案は公開されているものの、同 FTA は引き続き交渉中であり、両国の原産地規則に関する合意内容等については公開されていない。

### ① 法的枠組み

現行協定の原産地規則の法的枠組み<sup>17</sup>については、「資料 1. 各協定による特惠関税制度および原産地規則の法的枠組み (31 頁)」を参照されたい。

### ② 累積ルール

現行協定は、EU とチリの原産材料をどちらかの締約国の原産品とする二国間累積制度<sup>18</sup>を採用。

EU 理事会が 2017 年 11 月に採択した、新 EU チリ FTA の交渉指令 (2018 年 1 月公表)<sup>19</sup>によれば、EU とチリが共通に FTA を結ぶ第三国を累積に含める第三国累積の採用を目指しており、EU 側としては、新協定で累積ルールをさらに進化させたい意向があることが窺える。

---

<sup>16</sup> 附属書 III 第 21 条

<sup>17</sup> ANNEX III DEFINITION OF THE CONCEPT OF ORIGINATING PRODUCTS AND METHODS OF ADMINISTRATIVE COOPERATION  
[https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:f83a503c-fa20-4b3a-9535-f1074175eaf0.0004.02/DOC\\_2&format=PDF](https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:f83a503c-fa20-4b3a-9535-f1074175eaf0.0004.02/DOC_2&format=PDF)

<sup>18</sup> 附属書 III 第 3 条

<sup>19</sup> EU-Chile Modernised Association Agreement Directives for the negotiation of a Modernised Association Agreement with Chile  
<https://www.consilium.europa.eu/media/32405/st13553-ad01dc01en17.pdf>

### ③ 最低作業

現行協定における最低作業または加工の内容については、「資料 2. 最低作業リスト (35 頁)」を参照されたい。

欧州委員会によると、2018 年 1 月に行われた新 EU チリ FTA にかかる第 2 回交渉会合において、最低作業または加工についても議論が行われたとしている<sup>20</sup>。

### ④ 一般許容ルール (デミニマス)

現行協定では、品目別原産地規則を充足しない非原産材料につき、その価額が工場渡し (EXW) 価格の 10%を超えない場合に限り非原産材料を使用することができる<sup>21</sup> (HS 50 類から 63 類の品目には、上記とは異なる特別の一般許容ルール (デミニマス)<sup>22</sup>が適用される)。但し一般許容ルール (デミニマス) の適用により、品目別原産地規則に規定されている非原産材料の最大価額を超えないことを条件とする。

### ⑤ 関税還付禁止ルール

現行の EU チリ FTA には、関税還付禁止ルール<sup>23</sup>が規定されており、協定暫定適用後約 4 年の移行期間を経て 2007 年 1 月 1 日より適用されている。

2018 年 10 月 22 日現在、新 EU チリ FTA において、これまでの交渉で関税還付禁止ルールが議論されたか否かは明らかになっていない。

### ⑥ 原産地証明

現行協定における原産性の証明は、以下のいずれかの方法による。

- 輸出国の当局が発行する原産地証明書 (EUR 1. Movement certificate)<sup>24</sup>
- 輸出者が発するインボイス、デリバリーノートまたはその他の商業書類上の Invoice Declaration

Invoice Declaration を作成することができる輸出者は、次のように定義されている。

- 認定輸出業者
- 6,000 ユーロを超えない貨物の輸出業者 (認定輸出業者でなくても良い)

新協定の EU 側テキスト案によると、原産性の証明は輸出者 (生産者) が発行する Statement of Origin または「輸入者の知識」 (Importer's knowledge) によるとしている。EU の立場としては、新 EU メキシコ FTA 同様、輸出国当局が発行する原産地証明書を廃

---

<sup>20</sup> [http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2018/february/tradoc\\_156597.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2018/february/tradoc_156597.pdf)

<sup>21</sup> 附属書 III 第 5 条

<sup>22</sup> HS50 類～63 類の品目に適用される一般許容ルールは、附属書 I に規定されている。

<sup>23</sup> 附属書 III 第 14 条

<sup>24</sup> 附属書 III 第 16 条～第 19 条

止し、自己証明の要件緩和を求める立場であることが窺える。

### ⑦ 認定輸出業者

現行協定では、「認定輸出業者」とは、税関当局が定める一定の条件を充たした輸出業者のことであり、貨物の価額の多寡にかかわらず **Invoice Declaration** を作成することが認められている。

新 EU チリ FTA にかかる第 2 回交渉会合結果によると、「輸入者の知識」(Importer's knowledge) や自己証明の概念について議論されており、この点からも、EU 側が、新 EU メキシコ FTA と同様、認定輸出業者ではない輸出者も含めたすべての事業者が自己証明を行うルールを目指していることが推測される。

## (3) EU 韓国 FTA

EU 韓国 FTA は、2011 年 7 月より暫定適用が開始され、2015 年 12 月 13 日に正式に発効した<sup>25</sup>。

### ① 法的枠組み

EU 韓国 FTA の原産地規則の法的枠組み<sup>26</sup>については、「資料 1. 各協定における特惠関税制度および原産地規則の法的枠組み (32 頁)」を参照されたい。

### ② 累積ルール

本協定は、二国間累積を採用している。

当該累積規定は、締約国を原産とする製品にもう一方の締約国の原産材料が組み込まれる場合、当該製品に対して最低作業以上の作業または加工が行われた場合に限り、同協定第 5 条の定める十分な作業または工程が行われていなくても締約国の原産品として累積できるとしている。<sup>27</sup>

### ③ 最低作業

最低作業または加工の内容については、「資料 2. 最低作業リスト (36 頁)」を参照され

---

<sup>25</sup> 協定署名当時 (2010 年) には EU 加盟国ではなかったクロアチアに対しても、クロアチアの EU 加盟 (2013 年 7 月 1 日) 以降、他の EU 加盟国同様の特惠が適用されるよう、2014 年に協定が修正された。

<sup>26</sup> Protocol concerning the definition of 'originating products' and methods of administrative cooperation, EU Korea FTA, <https://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:127:1344:1414:EN:PDF>

<sup>27</sup> 議定書第 3 条

たい。

#### ④ 一般許容ルール (デミニマス)

品目別原産地規則を充足しない非原産材料につき、その価額が工場渡し (EXW) 価格の 10% を超えない場合に限り非原産材料を使用することができる。但し一般許容ルール (デミニマス) の適用により、品目別原産地規則に規定されている非原産材料の最大価額を超えないことを条件とする。

なお、HS 50 類から 63 類の品目には、上記とは異なる特別の一般許容ルール<sup>28</sup>が適用される。

#### ⑤ 関税還付禁止ルール

関税還付は禁止されていない。

ただし、協定発効後、EU と韓国は相互の関税還付制度の運用状況につき毎年情報を交換し、協定発効により EU または韓国における特定の品目の調達傾向に変化が生じたことにより類似品または競合品の国内産業に被害が生じる可能性がある場合には、相手国に協議を要請し、当該品目について関税還付の制限をかけることを求めることができる<sup>29</sup>。

この規定に基づき、EU は毎年発表する EU 韓国 FTA の実施にかかる年次報告書<sup>30</sup>の中で、韓国からの特定製品の輸入額推移を分析し、関税還付制度による国内産業への影響をモニタリングしている。

なお、暫定適用開始から 5 年経過後、いずれかの締約国の要請があれば、関税還付に関連するルールを共同で見直すことができるとしている。

#### ⑥ 原産地証明

特恵関税適用を受けるための申請は原則として輸出者がインボイス、デリバリーノートまたはその他の商業書類上に行う申告 (Origin Declaration) による<sup>31</sup>。原産地申告文は、協定の『原産品』の定義および行政協力に関する議定書」附属書 III で定められている (表

---

<sup>28</sup> HS50 類～63 類の品目に適用される一般許容ルールは、附属書 I に規定されている。

<sup>29</sup> 議定書第 14 条

<sup>30</sup> 直近では、2017 年 10 月に発表された以下報告がある。

Report from the Commission to the European Parliament and the Council Annual Report on the Implementation of the EU-Korea Free Trade Agreement (COM(2017) 614 final)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52017SC0345>

<sup>31</sup> 議定書第 16 条

3)。原則として認定輸出業者が原産地申告書を行うことができるが、6,000 ユーロを超えない貨物の輸出業者についても自己証明が認められている。従い、6,000 ユーロを超える貨物の輸出時に EU 韓国 FTA の特惠税率の適用を受けるためには、輸出者が認定を受けることが条件となる。

表 3. EU 韓国 FTA における原産地申告文（英語）

<p>English version</p> <p>The exporter of the products covered by this document (customs authorisation No ... (1) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of ... (2) preferential origin.</p> <p>.....( 3 )</p> <p>(Place and date)</p> <p>.....( 4 )</p> <p>(Signature of the exporter, in addition to the name of the person signing the declaration has to be indicated in clear script)</p> <p>Notes</p> <p>(1) When the origin declaration is made out by an approved exporter, the authorisation number of the approved exporter must be entered in this space. When the origin declaration is not made out by an approved exporter, the words in brackets shall be omitted or the space left blank.</p> <p>(2) Origin of products to be indicated. When the origin declaration relates, in whole or in part, to products originating in Ceuta and Melilla, the exporter must clearly indicate them in the document on which the declaration is made out by means of the symbol 'CM'.</p> <p>(3) These indications may be omitted if the information is contained on the document itself.</p> <p>(4) In cases where the exporter is not required to sign, the exemption of signature also implies the exemption of the name of the signatory.</p>
---

（出所）EU 韓国 FTA 『原産品』の定義および行政協力に関する議定書 附属書 III

原産地申告書は、対象貨物の輸出時または輸出後に発行することができるが、原則として輸入後 2 年（または輸入国の国内法で指定された期間）以内に輸入国税関に提示しなければならない<sup>32</sup>。原産地申告書の有効期間は原則として 12 カ月である<sup>33</sup>。

個人から個人へ発送される少額の小荷物（EU 向けは 500 ユーロ、韓国向けは 1,000 米ド

<sup>32</sup> 議定書第 16 条第 6 項

<sup>33</sup> 議定書第 18 条

ルを超えないもの) および旅行者等の携帯品の一部を構成する少額貨物 (EU 向けは 1,200 ユーロ、韓国向けは 1,000 米ドルを超えないもの) については、原産地の証明は免除される<sup>34</sup>。

#### ⑦ 認定輸出業者

「認定輸出業者」とは、税関当局が定める一定の条件を充たした輸出者のことであり、EU 韓国 FTA において、6,000 ユーロを超える貨物について特惠税率適用の申請をすることができるのは認定輸出業者のみである。

「認定輸出業者」の地位を得るために、輸出者は輸出国税関に対して、自身が輸出しようとしている貨物の原産性および協定上要求されているその他の原産地に関する要件を充足していることを担保する必要がある。輸出国税関は、認定輸出業者の認定に当たり、適切と考える条件を付すことができる<sup>35</sup>。

認定輸出業者が作成する原産地申告書には、輸出国の税関から付与された認定事業者番号を記載しなければならない。

### (4) EU カナダ包括的経済貿易協定 (CETA) (暫定適用開始)

EU カナダ包括的経済貿易協定 (CETA: Comprehensive Economic and Trade Agreement) は 2017 年 9 月 21 日に暫定適用が開始された。正式な発効には、EU 加盟各国の議会 (及び必要に応じて地方議会) の承認を経る必要がある。

#### ① 法的枠組み

EU カナダ FTA の原産地規則の法的枠組みについては、「資料 1. 各協定における特惠関税制度および原産地規則の法的枠組み (33 頁)」を参照されたい。

#### ② 累積ルール

本協定は、EU とカナダの原産品または原産材料のみに適用される二国間累積に加え、EU またはカナダ国内で行われた非原産材料に対する生産工程の累積までを含める全累積制度を採用している。ただし、相手国の材料を使って協定国において行った加工が、最低作業を超えたものと認められない場合は、累積は認められない。<sup>36</sup>

<sup>34</sup> 議定書第 21 条

<sup>35</sup> 議定書第 17 条

<sup>36</sup> 議定書第 B 節第 3 条

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L:2017:011:FULL&from=EN>

また、本協定では第三国との累積規定も含まれている。詳細は「⑧第三国を含む累積ルール（17頁）」を参照のこと。

### ③ 最低作業

最低作業または加工の内容については、「資料 2. 最低作業リスト（37頁）」を参照されたい。

### ④ 一般許容ルール（デミニマス）

品目別原産地規則を充足しない非原産材料につき、その価額が取引価格または工場渡し価額の 10%を超えない場合に限り非原産材料を使用することができる<sup>37</sup>。但し、一般許容ルール（デミニマス）の適用により、品目別原産地規則に規定されている非原産材料の最大価額又は重量を超えないことを条件とする。

なお、HS 50 類から 63 類の品目には、上記とは異なる特別の一般許容ルール（デミニマス）<sup>38</sup>が適用される。

### ⑤ 関税還付禁止ルール

関税還付は一般的に禁止されているが、協定後 3 年間は適用されず、関税還付が可能となっている<sup>39</sup>。

なお、関税還付禁止ルール適用後も、関税賦課一時停止等、再輸出を条件としない関税の減免措置は妨げられない。

### ⑥ 原産地証明

特惠税率の適用を受けるための申請は、協定国がそれぞれ定義する輸出者によるインボイス又はその他の商業書類上になされる申告（Origin Declaration）によって行う<sup>40</sup>。原産地の申告文は、原産地規則および手続きにかかる議定書の附属書 2 に規定されている（表 4 参照）<sup>41</sup>。1 通の原産地申告を、12 カ月を超えない一定期間内に輸入される同種（identical）の製品に対し複数回適用することが認められている<sup>42</sup>。

---

<sup>37</sup> 議定書第 B 節第 6 条

<sup>38</sup> HS50 類～63 類の品目に適用される一般許容ルールは、付属書 I に規定されている。

<sup>39</sup> 第 2.5 条

<sup>40</sup> 議定書第 C 節第 18 条

<sup>41</sup> <http://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-10973-2016-ADD-6/en/pdf#page=55>

<sup>42</sup> 議定書第 C 節第 19 条

表 4. CETA における原産地申告文 (英語)

<p><b>TEXT OF THE ORIGIN DECLARATION</b></p> <p>The origin declaration, the text of which is given below, must be completed in accordance with the footnotes. However, the footnotes do not have to be reproduced.</p> <p style="text-align: right;">(Period: from _____ to _____<sup>(1)</sup>)</p> <p>The exporter of the products covered by this document (customs authorisation No ...<sup>(2)</sup>) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of ...<sup>(3)</sup> preferential origin.</p> <p>.....<sup>(4)</sup> (Place and date)</p> <p>.....<sup>(5)</sup></p> <p style="text-align: center;">(Signature and printed name of the exporter)</p> <p>_____</p> <p><sup>(1)</sup> When the origin declaration is completed for multiple shipments of identical originating products within the meaning of Article 19.5, indicate the period of time for which the origin declaration will apply. The period of time must not exceed 12 months. All importations of the product must occur within the period indicated. Where a period of time is not applicable, the field can be left blank.</p> <p><sup>(2)</sup> For EU exporters: When the origin declaration is completed by an approved or registered exporter the exporter's customs authorisation or registration number must be included. A customs authorisation number is required only if the exporter is an approved exporter. When the origin declaration is not completed by an approved or registered exporter, the words in brackets must be omitted or the space left blank.</p> <p>For Canadian exporters: The exporter's Business Number assigned by the Government of Canada must be included. Where the exporter has not been assigned a business number, the field may be left blank.</p> <p><sup>(3)</sup> "Canada/EU" means products qualifying as originating under the rules of origin of the Canada-European Union Comprehensive Economic and Trade Agreement. When the origin declaration relates, in whole or in part, to products originating in Ceuta and Melilla, the exporter must clearly indicate the symbol "CM".</p> <p><sup>(4)</sup> These indications may be omitted if the information is contained on the document itself.</p> <p><sup>(5)</sup> Article 19.3 provides an exception to the requirement of the exporter's signature. Where the exporter is not required to sign, the exemption of signature also implies the exemption of the name of the signatory.</p>
---

(出所) CETA 原産地規則および手続きにかかる議定書 附属書 2

原産地申告は、対象貨物の輸出時または輸出後に作成することが可能だが、原則として製品の輸入から 2 年以内に輸入国税関に提示しなければならない（ただし、輸入国税関はこの期間を延長することができる）。原産地申告の有効期間は原則として 12 カ月だが、輸入国は 12 カ月を超えた有効期限を設定することも可能である<sup>43</sup>。

少額の小荷物および旅行者等の携帯品の一部を構成する少額貨物については、原産地の申告は免除される。原産地申告免除の対象となる貨物の上限額については、各協定国が設定し、相手と共有する。ただし、原産地申告の免除を目的として、一つの貨物をそれぞれ上限以内の複数回に分けて発送したことが明らかな場合には、この限りではない<sup>44</sup>。

## ⑦ 認定輸出業者

協定本文に認定輸出業者に関する規定はなく、原産地申告を行う輸出者は各締約国の国内法制度に従った要件を満たす必要がある旨が規定されている<sup>45</sup>。

欧州委員会が作成したガイダンス<sup>46</sup>によると、EU 域内の輸出者については、欧州連合関税法典（UCC）実施規則（UCC-IA）<sup>47</sup>第 68 条第 1 項「輸出者登録システム（REX システム）」が適用される。EU の原産地証明システムに関しては、2017 年 1 月以降、既存のシステムから REX システムへの移行を順次行っており、CETA においては 2018 年 1 月以降、6,000 ユーロを超える貨物について EU からカナダへの輸出時に特惠関税の適用を受けるためには、REX システムに登録を完了し REX 番号を取得することが条件となる<sup>48</sup>。なお 6,000 ユーロを超えない貨物について特惠関税の適用を受ける場合には、認定番号の記載義務は免除される。

カナダ国内の事業者が EU 向け輸出時に CETA 特惠税率の適用を受ける場合、原産地申告に事業者番号（Business Number）を記載する。カナダでは、商用物品の輸出者はカナダ国境サービス庁（CBSA）に届け出を行う義務があり、事業者番号は CBSA へ届け出を行うことで付与されるため、輸出者は通常事業者番号を有している。商用以外の物品を輸出する場合等、事業者番号の取得が不要である場合には、原産地申告文欄 5（表 4 参照）に輸出事

---

<sup>43</sup> 議定書第 C 節第 19 条

<sup>44</sup> 議定書第 C 節第 24 条

<sup>45</sup> 議定書第 C 節第 19 条

<sup>46</sup> 欧州委員会「Guide to the Comprehensive Economic and Trade Agreement (CETA)」

[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2017/september/tradoc\\_156062.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2017/september/tradoc_156062.pdf)

欧州委員会「CETA 原産地規則に関するガイダンス」

[https://ec.europa.eu/taxation\\_customs/sites/taxation/files/ceta\\_guidance\\_en.pdf](https://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/ceta_guidance_en.pdf)

<sup>47</sup> <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32015R2447>

<sup>48</sup> 2017 年 12 月 31 日までは、従来の認定輸出者制度に基づいて付与される認定番号が有効。

業者名および署名を含めることで、原産地申告の要件を満たす。

### ⑧ 第三国を含む累積ルール

CETA における協定締約国以外の第三国原産品の累積は、下記の通り、米国とそれ以外の国により条件が異なる。

#### 米国以外との第三国累積

第三国原産品を累積に含めるための条件として、カナダ・EU 双方と FTA を結んでいることに加え、当該第三国との FTA において、CETA と同等の累積規定を有することを要求している。さらに、第三国原産品の累積を適用するための具体的な条件について、別途カナダ・EU 間で合意するものとしている<sup>49</sup>。

#### 米国産品の累積

EU およびカナダの双方が米国と FTA を締結するに至った場合<sup>50</sup>、米国原産品の累積を認める条件については別途カナダ・EU 間で合意することを条件に、次に掲げる製品の原産性を判断するに際して、米国原産材料を累積できるとしている<sup>51</sup>。対象の製品は限定されているものの、米国との間での FTA については、CETA 同等の累積規定や共通の原産地規則を要求していない点に特徴がある<sup>52</sup>。

- HS 2 類（肉及び食用のくず肉）
- HS 11 類（加工穀物）
- HS 1601～1603 項（ソーセージその他これに類する物品、調整食料品、肉、魚又はこう甲殻類、軟体動物若しくはその他の水槽無脊椎動物のエキス及びジュース）
- HS 19 類（穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調整品及びベーカリー製品）
- HS 2002 項又は HS 2003 項（調整し又は保存に適する処理をしてきのこ及びトリュフ）
- HS 3505.10 号（デキストリンその他の変性でん粉）
- HS 8701 項（トラクター）<sup>53</sup>

<sup>49</sup> 議定書第 C 節第 3 条第 8 項および第 9 項

<sup>50</sup> カナダ・米国間の FTA は、1994 年に発効した北米自由貿易協定（NAFTA、再交渉の結果 2018 年 9 月 30 日に新 NAFTA に合意）がある。また米国・EU 間では、2013 年 7 月に交渉開始した「包括的貿易投資協定（TTIP）」は 2018 年 10 月現在交渉停止状態である一方、2018 年 7 月 25 日に発表された米国・EU 間の通商関係強化にかかる共同声明に基づき、米国が EU との通商交渉開始を議会へ通知（2018 年 10 月 16 日）。

<sup>51</sup> 議定書第 C 節第 3 条第 10 項

<sup>52</sup> 尤も、米国原産品の累積を認める条件面の合意の過程で、必要があればこれらの協定の原産地規則が同等であるかを確認するための協議を行う旨記載されていることから、累積を認めるに際し何らかの制限が設けられる可能性も否定できない。

<sup>53</sup> HS 8701 項、HS8702 項、HS8704 項および HS8705 項については、HS 84 類、85

- HS 8702 項（運転手を含む 10 人以上の人員の輸送用の自動車）
- HS 8703.21 号から 8703.90 号<sup>54</sup>（雪上車等を除く乗用自動車）
- HS 8704 項（貨物自動車）
- HS 8705 項（特殊自動車）

上記 HS 8701 項から 8705 項の品目については、米国原産品の累積規定が適用されるようになった場合には、当該累積規定の導入から 1 年を経過したのち、品目別原産地規則で定められている非原産材料の最大価額（MaxNOM）の閾値が厳格化される<sup>55</sup>。また、カナダの生産者のみが使用することができる HS 8702 項の特別な品目別原産地規則および HS 8703.21 号から 8703.90 号の自動車にかかる EU への輸入時の関税割当及びそれに付随する原産地規則の規定も廃止される<sup>56</sup>。

なお、第三国の原産部材を用いて、協定国において「最低作業」以上の加工工程がなされることが必要となる点は、他の FTA と同様である。

#### （5）EU シンガポール FTA（未発効、署名・暫定テキスト公開済み）

EU シンガポール間の貿易投資協定は、物品貿易等を規定する FTA（EU-Singapore Free Trade Agreement）と投資保護協定（EU-Singapore Investment Protection Agreement）の 2 本立てで構成されており、両国の交渉は 2014 年 10 月に妥結、2018 年 10 月 19 日に署名された。うち各加盟国による批准プロセスが不要とされる FTA 部分について、EU は 2019 年中の発効を目指すとしている。

##### ① 法的枠組み

2018 年 10 月 22 日現在、未発効。EU は交渉妥結時の最終文案を公開しており、下記の内容は当該テキストの『『原産品』の定義及び行政協力に関する議定書』<sup>57</sup>（以下本項内では「議定書」とする）に基づくものである。

##### ② 累積ルール

本協定は、二国間累積を採用している。

---

類、87 類および 94 類に分類される米国原産部材のみ累積可能となっている（附属書 5（品目別原産地規則）注 3）。

<sup>54</sup> 附属書 5-A 第 D 節（自動車）注釈 2

<sup>55</sup> 附属書 5（品目別原産地規則）注 3、注 5

<sup>56</sup> CETA の発効から 7 年以上経過しても米国原産品の累積規定が適用されていない場合には、協定国は関税割当およびそれに付随する原産地規則が見直しを要請できるものとしている。

<sup>57</sup> EU シンガポール FTA 『原産品』の定義および行政協力にかかる議定書 1

[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2013/september/tradoc\\_151773.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2013/september/tradoc_151773.pdf)

当該累積規定は、締約国を原産とする製品にもう一方の締約国の原産材料が組み込まれる場合、当該製品に対して最低作業以上の作業または加工が行われた場合に限り、協定の定める十分な作業または工程が行われていなくても締約国の原産品として累積できるとしている。<sup>58</sup>

また、本協定では ASEAN 加盟国との累積規定も含まれている。詳細は「⑧第三国を含む累積ルール（20 頁）」を参照のこと。

### ③ 最低作業

最低作業または加工の内容については、「資料 2. 最低作業リスト（38 頁）」を参照されたい。

### ④ 一般許容ルール（デミニマス）

品目別原産地規則を充足しない非原産材料につき、その重量または価額が下記を超えない場合に限り非原産材料を使用することができる<sup>59</sup>。但し、一般許容ルール（デミニマス）の適用により、品目別原産地規則に規定されている非原産材料の最大価額又は重量を超えないことを条件とする。

- 品目別原産地規則を充足しない非原産材料の総重量が、HS 2 類及び 4 類～24 類（16 類の加工水産品を除く）に分類される品目の重量の 10%
- 上記以外の品目（ただし HS 50 類～63 類の品目は除く）は、工場渡し価格（EXW）の 10%

なお、HS 50 類～63 類の品目には、上記とは異なる特別の一般許容ルール<sup>60</sup>が適用される。

### ⑤ 関税還付禁止ルール

関税還付は一般的に禁止されている<sup>61</sup>。ただし、再輸出を条件としない関税の減免措置は妨げられない。

### ⑥ 原産地証明

特惠税率適用の申請は、輸出者が発するインボイスまたはその他の商業書類上の申告（Origin Declaration）により行う。

EU において Origin Declaration を作成することができる輸出者は、次のように定義さ

---

<sup>58</sup> 議定書 1 第 3 条

<sup>59</sup> 議定書 1 第 5 条第 3 項

<sup>60</sup> HS 50 類～63 類の品目に適用される一般許容ルールは、議定書付属書 A 注釈 6 および 7 に規定されている。

<sup>61</sup> 議定書 1 第 15 条

れている。

- 認定輸出業者
- 6,000 ユーロを超えない貨物の輸出業者（認定輸出業者でなくても良い）

シンガポールにおいて **Origin Declaration** を作成することができる輸出者は、当局に登録して個別企業登録番号（**Unique Entity Number**）を受領し、原産地申告の作成にかかるシンガポールの国内法を遵守する者と定義されている<sup>62</sup>。

原産地申告は、原則として輸出時に作成するものとされるが、例外的に、輸入後一定期間<sup>63</sup>内に輸入国税関へ提出することを条件に、輸出後に作成することもできる（「遡及申告」）。原産地申告の有効期間は原則として 12 カ月である<sup>64</sup>。

個人から個人へ発送される 500 ユーロを超えない少額の小荷物、および旅行者等の携帯品の一部を構成する 1,200 ユーロを超えない少額貨物については、原産地申告は免除される。

#### ⑦ 認定輸出業者

「認定輸出業者」とは、税関当局が定める一定の条件を充たした輸出業者のことであり、**Origin Declaration** を作成することが認められている<sup>65</sup>。

「認定輸出業者」の地位を得るためには、輸出者は輸出国税関に対して、自己が輸出しようとしている貨物の原産性および協定上要求されているその他の原産地に関する要件を充足していることを担保する必要がある。輸出国税関は、認定輸出業者の認定に当たり、適当と考える条件を付すことができる。

認定輸出業者が輸出貨物の原産性やその他の原産地に関する要件を充足していることを担保できない場合、認定に当たり税関が付した条件を遵守しない場合、ないし認定を乱用した場合には、その地位が取り消される。

認定輸出業者には、輸出国の税関から認定番号を付与され、当該番号は認定輸出業者が作成する原産地申告書に記載しなければならない。

#### ⑧ 第三国を含む累積ルール

---

<sup>62</sup> 議定書 1 第 17 条

<sup>63</sup> EU 向けには輸入時から 2 年以内、シンガポール向けには輸入時から 1 年以内。

<sup>64</sup> 議定書 1 第 19 条

<sup>65</sup> 議定書 1 第 18 条

EU シンガポール FTA においては、協定締約国以外では、ASEAN 加盟国の製品についてのみ累積が認められている。原産品として累積を認めるか否かの判断には EU が当該 ASEAN 加盟国と FTA を締結している場合は、当該 FTA の原産地規則を適用し、当該 FTA で規定されている原産地証明書が要求されている<sup>66</sup>。また一部の原産部材については、EU が FTA を締結しているか否かに関わらず ASEAN 加盟国の原産品を EU シンガポール FTA の原産に含めるルールを設けている。これらについては GSP に基づく原産地規則および原産地手続が適用される。以下にそれぞれの内容を解説する。

### EU と FTA を締結している ASEAN 加盟国の原産部材の累積

シンガポール以外の ASEAN 加盟国の原産部材の累積が認められるためには、当該 ASEAN 加盟国が EU と FTA を締結していることに加え、EU シンガポール FTA の原産地規則の関連規定を遵守し、当該原産地規則の適正な運用に協力することを EU に通知することが条件となる。

この場合、ASEAN 加盟国の部材の原産性は、当該 ASEAN 加盟国が EU と締結している FTA の原産地規則に基づいて判断し、その原産性の証明として、当該 ASEAN 加盟国から EU との FTA を用いて EU へ直接輸出する際に求められる原産地証明書が必要となる。

なお、EU シンガポール FTA の議定書 1（原産地規則）の付属書 C に列挙される品目については、下記のいずれかに該当する場合は、累積が認められない。

- 第三国の製品に適用される優遇税率が、累積に関与するすべての国において同じではない場合、または
- 第三国の累積により得られる優遇が、当該第三国の原産品を締約国に直接輸出した場合より有利になる場合

なお、EU シンガポール FTA は、ASEAN 諸国と EU との間で署名された最初の FTA であり、既に交渉妥結している EU ベトナム FTA についても、その発効は EU シンガポール FTA の発効よりも後になる可能性が高いことから、EU シンガポール FTA 発効時点では本規定の対象国は存在しない、いわゆる将来規定となっている。

### 特定原産部材に関する ASEAN 累積

議定書 1（原産地規則）付属書 D に列挙される特定の品目については、EU と FTA を締結しているか否かに関わらず、ASEAN 加盟国の原産品であれば、EU シンガポール FTA の累積に含めることが認められる。対象となるのは、27 類（石油）、29 類（エチルアルコール等の有機化学品）、32 類（印刷用インク）、33 類（精油）、40 類（コンベヤーベルト）、84 類（ディーゼルエンジン、その他の原動機、ギヤボックス）、85 類（トランスフォーマー、スタティックコンバーター、一次電池、マイクロホン、ディスク等の記憶装置、がい子、電

---

<sup>66</sup> EU シンガポールの第三国原産品の累積においては、第三国との FTA における累積規定の有無や原産地規則が同一であるかは問われていない。

気機器の電気絶縁用物品)、90類(光学望遠鏡、写真機、光学顕微鏡、液晶デバイス、ハイドロメーター)の一部の品目で、いずれも原材料や自動車等の主要部品となっている。

協定上列挙された特定の品目の累積が認められるためには、当該 ASEAN 加盟国が EU シンガポール FTA の原産地規則の関連規定を遵守し、当該原産地規則の適正な運用に協力することを EU に通知することが条件となっている。

この場合、ASEAN 加盟国の部材の原産性は、(GSP 対象国であるか否かに関わらず) EU の GSP 制度の原産地規則に基づいて判断し、その原産性の証明として、GSP 制度上の原産地証明書が必要となる。

なお、ASEAN 加盟国の原産部材を用いて、協定国において「最低作業」以上の加工工程がなされることが必要となる点は、他の FTA と同様である。

#### (6) EU ベトナム FTA (未発効、暫定テキスト公開済み)

EU ベトナム FTA は、物品貿易等を規定する FTA (EU-Vietnam Free Trade Agreement) 及び投資保護協定 (EU-Vietnam Investment Protection Agreement) から構成されており、両国の交渉は 2018 年 6 月に最終合意され、2018 年 10 月 22 日現在、未発効である。

#### ① 法的枠組み

2018 年 10 月 22 日現在、未発効。未署名版ではあるが、EU は 2018 年 9 月 24 日付で、2018 年 8 月現在の確定版テキストを公開しており、下記の内容は当該テキストの『「原産品」の定義及び行政協力に関する議定書 1」<sup>67</sup> (以下本項内では「議定書」とする) に基づくものである。

#### ② 累積ルール

本協定は、二国間累積を採用している。協定国の原産品を、相手国において加工した場合、当該加工が最低作業を超える工程であることを条件に、相手国の原産品として取り扱われる。<sup>68</sup>また、本協定では第三国との累積規定も含まれている。詳細は「⑧第三国を含む累積ルール (24 頁参照)」を参照のこと。

#### ③ 最低作業

最低作業または加工の内容については、「資料 2. 最低作業リスト (38 頁)」を参照され

---

<sup>67</sup> PROTOCOL 1 CONCERNING THE DEFINITION OF THE CONCEPT OF "ORIGINATING PRODUCTS" AND METHODS OF ADMINISTRATIVE COOPERATION

[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2018/september/tradoc\\_1572.81.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2018/september/tradoc_1572.81.pdf)

<sup>68</sup> 議定書 1 第 3 条

たい。

#### ④ 一般許容ルール（デミニマス）

品目別原産地規則を充足しない非原産材料につき、その重量または価額が下記を超えない場合に限り非原産材料を使用することができる。但し、一般許容ルール（デミニマス）の適用により、品目別原産地規則に規定されている非原産材料の最大価額又は重量を超えないことを条件とする。

- 品目別原産地規則を充足しない非原産材料の総重量が、HS 2 類及び 4 類～24 類（16 類の水産加工品を除く）に分類される品目の重量もしくは工場渡し価額（EXW）の 10%
- 上記以外の品目（ただし HS 50 類～63 類の品目は除く）は、工場渡し価格（EXW）の 10%<sup>69</sup>

なお、HS 50 類～63 類の品目には、上記とは異なる特別の一般許容ルール（デミニマス）<sup>70</sup>が適用される。

#### ⑤ 関税還付禁止ルール

関税還付禁止ルールは規定されていない。従って、EU 向けに輸出するベトナム企業は引き続き再輸出加工手続（IPP）を活用した関税の賦課停止もしくは償還が受けられる。

#### ⑥ 原産地証明

特恵税率の適用にかかる申請方法は、以下のいずれかによる。<sup>71</sup>

- 輸出国の当局が発行する原産地証明書
- 輸出者が作成するインボイス、デリバリーノートまたはその他の商業書類上の Origin Declaration（申告）による。
- （EU のみ）EU の電子データベースへの登録輸出者による Statement of origin（原産地申告）。

EU において原産地申告を作成することができる輸出者は、次のように定義されている。

- 認定輸出業者
- 6,000 ユーロを超えない貨物の輸出業者（認定輸出業者でなくても良い）

ベトナムにおいて Origin Declaration を発行することができる輸出者は、次のように定

---

<sup>69</sup> 議定書 1 第 5 条

<sup>70</sup> HS 50 類～63 類の品目に適用される一般許容ルールは、附属書 I 注釈 6 及び 7 に規定されている。

<sup>71</sup> 議定書 1 第 15 条

義されている。

- 6,000 ユーロを超えない範囲でベトナム国内法にて設定される金額を超えない貨物：  
認定を受けていない輸出者でも可
- ベトナム国内法で設定される金額を超える貨物：認定輸出業者もしくは登録事業者

特惠関税の適用を受けるための申請は、原則として輸出時に発行もしくは作成するものとされるが、輸入後 2 年以内の一定期間内に輸入国税関へ提出することを条件に、輸出後に発行することも認められている<sup>72</sup>。有効期間は原則として 12 カ月である。<sup>73</sup>

個人から個人へ発送される少額の小荷物（EU 向けは 500 ユーロ、ベトナム向けは 200 ドルを超えないもの）および旅行者等の携帯品の一部を構成する少額貨物（EU 向けは 1,200 ユーロ、ベトナム向けは 200 ドルを超えないもの）については、原産地申告は免除される<sup>74</sup>。

#### ⑦ 認定輸出業者

「認定輸出業者」とは、税関当局が定める一定の条件を充たした輸出業者のことであり、原産地申告を作成することが認められている。

「認定輸出業者」の地位を得るためには、輸出者は輸出国税関に対して、自己が輸出しようとしている貨物の原産性および協定上要求されているその他の原産地に関する要件を充足していることを担保する必要がある<sup>75</sup>。輸出国税関は、認定輸出業者の認定に当たり、適当と考える条件を付すことができる。

認定輸出業者が輸出貨物の原産性やその他の原産地に関する要件を充足していることを担保できない場合、認定に当たり税関が付した条件を遵守しない場合、ないし認定を乱用した場合には、その地位が取り消される。

認定輸出業者には、輸出国の税関から認定番号を付与され、当該番号は認定輸出業者が作成する原産地申告書に記載しなければならない。

#### ⑧ 第三国を含む累積

EU ベトナム FTA では、ASEAN 加盟国や韓国の特定の原産品が、ベトナムにおける特

---

<sup>72</sup> 議定書 1 第 19 条第 5 項

<sup>73</sup> 議定書 1 第 21 条

<sup>74</sup> 議定書 1 第 24 条

<sup>75</sup> 議定書 1 第 20 条

定の製品の加工に使用された場合にのみ累積が認められている。発効時点では EU 側に第三国累積を認める規定はなく、片務的措置となっている。原産品として累積を認めるか否かの判断には EU が当該 ASEAN 加盟国・韓国と締結している FTA の原産地規則を適用し、当該 FTA で規定されている原産地証明書を要求している<sup>76</sup>。なお、協定上、EU 側、ベトナム側ともに、今後第三国累積の対象を拡大する可能性が残されている。

### ASEAN 加盟国

ベトナム以外の ASEAN 加盟国の原産部材の累積が認められるケースは一部の水産加工品に限定されており、ASEAN 原産のいか (HS0307.41) とたこ (HS030751) (いずれも生きているもの) をベトナム国内において加工品 (HS1605.54 もしくは HS1605.55、調製し又は保存に適する処理をしたもの) にした場合のみ累積の対象となる。

累積を適用するための条件として、当該 ASEAN 加盟国が EU と FTA を締結・適用していること、および EU ベトナム FTA の原産地規則の関連規定を遵守し、当該原産地規則の適正な運用に協力することを EU に通知しなければならない。

この場合、ASEAN 加盟国の部材の原産性は、当該 ASEAN 加盟国が EU と締結している FTA の原産地規則に基づいて判断し、その原産性の証明として、当該 ASEAN 加盟国から EU との FTA を用いて EU へ輸出する際に必要となる原産地証明書が必要となる。

さらに、累積によりベトナム加工品に適用される EU の FTA 税率が、当該第三国の加工品を EU に輸入した際に適用される関税率と同等またはそれより高い場合に限定される。

### 韓国

韓国との第三国累積が認められるケースもまた極めて限定されており、韓国原産の布 (fabric) を、ベトナム国内において衣料品 (61 類および 62 類) に加工する場合のみとなっている。

韓国原産部材の累積が認められるためには、韓国と EU が締結した FTA がその時点で適用可能である (停止されていない) ことを前提として、EU ベトナム FTA の原産地規則の関連規定を遵守しているうえ、当該原産地規則の適正な運用に協力することを EU に通知していることが条件となる。なお、前述のとおり、EU・韓国間の FTA は 2011 年 7 月に暫定適用を開始している。

この場合、韓国部材の原産性は、EU 韓国 FTA の原産地規則もしくは議定書の附属書 II(a)<sup>77</sup>に基づいて判断し、その原産性の証明として、EU 韓国 FTA を用いて EU へ輸出する際に必要となる原産地証明が必要となる。

---

<sup>76</sup> EU ベトナム FTA における第三国原産品の累積においては、第三国との FTA における累積規定の有無や原産地規則が同一であるかは問われていない。

<sup>77</sup> 2018 年 10 月 22 日現在欧州委員会が公開している議定書には、附属書 II(a)が添付されていない。

[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2018/september/tradoc\\_1572.81.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2018/september/tradoc_1572.81.pdf)

## その他の国

協定国は、EU とベトナムの双方が FTA を締結している第三国原産の布 (fabric) を、締約国内で衣料品 (61 類および 62 類) に加工する場合、当該締約国における加工が最低作業を超える工程であることを条件に、当該締約国原産品とみなすことを要請することができる。

なお、第三国の原産部材を用いて、協定国において「最低作業」以上の加工工程がなされることが必要となる点は、他の FTA と同様である。

### (7) 日 EU・EPA (未発効、署名・テキスト公開済み)

日 EU・EPA は、物品貿易のほか投資、サービス、電子商取引分野の市場アクセス、知的財産やコーポレートガバナンスなど多岐にわたる内容を規定した包括的な協定である<sup>78</sup>。両国の交渉は 2017 年 12 月に最終合意に至り、2018 年 7 月 17 日に署名、テキストが公開された。2018 年 10 月 22 日現在、両締約国内での批准手続きを進めており、EU は 2019 年内の発効を目指すとしており、早期の発効が期待されている。

#### ① 法的枠組み

2018 年 10 月 22 日現在、未発効。欧州委員会及び日本政府が署名されたテキストを公開しており、以下は外務省ウェブサイトに掲載されているテキストに基づくものである<sup>79</sup>。

#### ② 累積ルール

日 EU・EPA では CETA と同様、二国間累積に加えて EU と日本で行われた非原産材料に対する生産工程の累積まで含める全累積制度が導入されている。ただし、相手国の材料を使って協定国において行った加工が、最低作業を超えたものと認められない場合は、累積が認められない。<sup>80</sup>

また、本協定では第三国との累積規定も含まれている。詳細は「⑧第三国を含む累積 (29 頁)」を参照のこと。

#### ③ 最低作業

最低作業または加工の内容については、「資料 2. 最低作業リスト (39 頁)」を参照され

---

<sup>78</sup> 投資保護に関しては、EPA から切り離すこととし、2018 年 10 月 22 日現在引き続き交渉継続中。

<sup>79</sup> 経済上の連携に関する日本国と欧州連合の間の協定 (日 EU・EPA)

和文テキスト [https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page4\\_004215.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page4_004215.html)

英文テキスト [https://www.mofa.go.jp/ecm/ie/page4e\\_000875.html](https://www.mofa.go.jp/ecm/ie/page4e_000875.html)

<sup>80</sup> 第 3.5 条第 3 項

たい。

#### ④ 一般許容ルール (デミニマス)

日 EU・EPA においては第 3.6 条「許容限度」として規定されている。品目別原産地規則を充足しない非原産材料につき、その価額が工場渡し (EXW) 又は船積み (FOB) 価格の 10%を超えない場合に限り非原産材料を使用することができる<sup>81</sup>。但し一般許容ルール (デミニマス) の適用により、品目別原産地規則に規定されている非原産材料の最大価額を超えないことを条件とする。

なお、HS50 類から 63 類の品目には、上記は適用されず特別な一般許容ルール<sup>82</sup>が適用される。

#### ⑤ 関税還付禁止ルール

本協定では関税還付禁止ルールは規定されていない。従って、日本企業は引き続き再輸出加工手続 (IPP) を活用した関税の賦課停止もしくは償還が受けられる。

#### ⑥ 原産地証明

関税上の特惠待遇の申請は、以下のいずれかの方法による<sup>83</sup>。

- 輸出者 (生産者を含む) による原産地申告
- 産品が原産品であることについての「輸入者の知識」 (Importer's knowledge)

原産地申告は、1 以上の品目を含む 1 回の出荷、または、12 カ月以内に行われる同種の品目の二回以上のお荷に適用することができる。原産地申告の有効期間は 12 カ月である。

日 EU・EPA においては、原産地に関する申告文は附属書 3-D で次の通り規定されている。

---

<sup>81</sup> 第 3.6 条第 1 項

<sup>82</sup> HS 50 類～63 類の品目に適用される一般許容ルールは、附属書 3-A 注釈 6～8 に規定されている。

<sup>83</sup> 第 3.16 条

表 5. 日 EU・EPA における原産地申告文

附属書 3-D 原産地に関する申告文（日本語）

（期間.....から.....まで（注1））

この文書の対象となる製品の輸出者（輸出者参照番号.....（注2））は、別段の明示をする場合を除くほか、当該製品の原産地.....（注3）が特惠に係る原産地であることを申告する。

（用いられた原産性の基準（注4））

.....  
（場所及び日付）（注5）

.....  
（輸出者の氏名又は名称（活字体によるもの））

注1 原産地申告が同一の製品に関する複数回の輸送のために使用される場合には、申告適用期間を記入する。当該期間は12カ月を超えてはならない。すべての輸入は、申告書に記載された期間内に行われなければならない。そのような期間の適用がない場合には、記入欄は空欄のままで良い。

注2 輸出者が特定される参照番号を記入する。EUの輸出者であれば、EUの法規制に整合する形で登録された番号となり、日本の輸出者であれば、日本の法人番号となる。輸出者が登録番号を有しない場合には、記入欄は空欄のままで良い。

注3 製品の原産地、EUもしくは日本のいずれかを記入する。

注4 場合によって、以下のうち一つまたはそれ以上のコードを記入する。

「A」・・・第3.2条第1項(a)で言及する製品（すなわち完全生産品）の場合

「B」・・・第3.2条第1項(b)で言及する製品（すなわち原産材料のみから生産される製品）の場合  
「C」・・・第3.2条第1項(c)で言及する製品（すなわち品目別原産地規則を満たす製品）の場合。また加えて、以下の品目別要件のうち実際に適用されるタイプの番号を添えること

「1」 関税番号変更基準

「2」 非原産材料の最大価額もしくは域内原産材料の最小価額基準

「3」 加工工程基準

「4」 附属書3-B-1第三節（すなわち、特定の部品に関連する生産工程を通じた自動車の品目別原産地規則）の規定を適用する場合

「D」・・・第3.5条に規定する累積

「E」・・・第3.6条に規定する許容範囲（Tolerances）

注5 場所および日付は、当該情報が（申告文に記載する）文書自体に含まれる場合、省略できる。

（出所）日 EU・EPA 附属書 3-D

個人から個人へ発送される少額の小荷物（EU 向けは 500 ユーロ、日本向けは 10 万円または別途日本が定めた金額）および旅行者等の携帯品の一部を構成する少額貨物（EU 向けは 1,200 ユーロ、日本向けは 10 万円を超えないもの）については、原産性の証明書は免除される。

#### ⑦ 認定輸出業者

本協定では認定輸出業者に関する規定はない。他の FTA と異なり、商品の価額に関わらず、原産地申告はどの輸出者もしくは生産者でも作成することができる。

#### ⑧ 第三国を含む累積

日 EU・EPA では、協定締約国以外の第三国を含む累積の対象品目を、HS 8703 項の乗用車の生産に用いられる特定の部品（HS8407（エンジン）、HS8544（ワイヤーハーネス）、HS8708（自動車部品））に限定している点に特徴がある<sup>84</sup>。

第三国の原産品の累積を認めるに当たっては、以下の条件を満たすことが求められる。

- 当該第三国と日本、EU の双方が FTA を締結していること、
- 当該第三国との FTA が有効であり、当該 FTA の規定に、日 EU・EPA 第 3 章（原産地規則）の付録 3-B-1 第 5 節（第三国を含む累積）の実施のための協力に関する取り決めがあり、当該協定国が相手国に対しその旨通知すること、および
- 日本および EU が具体的な累積を認める条件について合意すること

原産性の判断基準等に関する詳細は上記③の通り別途取り決めるとしており、実際にはこうした条件をすべて満たした国のみについて、日 EU・EPA の第三国累積に含めることが認められる。

#### ⑨ 付加価値基準の暫定的な緩和措置

日 EU・EPA においては、上述の第三国累積に限らず、自動車および自動車部品に関する特別な原産地規則を付録 3-B-1 として規定している。たとえば、特定の乗用車及び部品に対して付加価値基準の暫定的な緩和措置が施されており、HS8703（乗用車）、HS8407 及び HS8408（エンジン）、HS8706 及び HS8707（原動機付シャシ、車体）、HS8708（自動車部品）については段階的に品目別原産地規則が厳格化される措置が取られている<sup>85</sup>。これらの品目は日 EU・EPA において関税が段階的に撤廃されることから、関税削減が進むにつれ、原産地規則が厳しくなる仕組みとなっている。該当品目の暫定的な付加価値基準は以下のとおり。

---

<sup>84</sup> 付録 3-B-1 第 5 節

<sup>85</sup> 付録 3-B-1 第 2 節

- HS8703 (乗用車)
  - 協定発効日から3年目の終了日まで: 非原産材料の最大価額 (MaxNom) 55% または 域内原産割合 (RVC) 50%
  - 4年目から6年目の終了日まで: MaxNom 50% または RVC 55%
  - 7年目以降: MaxNom 45% または RVC 60%
- HS8407 及び HS8408 (エンジン)
  - 協定発効日から3年目の終了日まで: MaxNom 60% または RVC 45%
  - 4年目以降: MaxNom 50%又は RVC 55%
- HS8706 及び HS8707 (原動機付シャシ、車体)
  - 協定発効日から5年目の終了日まで: MaxNom 55% または RVC 50%
  - 6年目以降: MaxNom 45% または RVC 60%
- HS8708 (自動車用部品)
  - 協定発効日から3年目の終了日まで: MaxNom 60% または RVC 45% または CTH
  - 4年目以降: MaxNom 50% または RVC 55% または CTH

資料 1. 協定における特惠関税制度および原産地規則の法的枠組み

国・地域	協定名および法律規定	原産地規則部分の規定	第三国を含む累積の種類
(1)メキシコ (再交渉)	<p>EU メキシコ・グローバル協定 (EU-Mexico Global Trade Agreement)</p> <p>Decision No 2/2000 of the EC-Mexico Joint Council of 23 March 2000. <a href="#">Official Journal, L157, 30 June 2000, p.10</a> and <a href="#">Office Journal L245, 29 Sept. 2000, p.1.</a></p> <p>新 EU メキシコ・グローバル貿易協定 (Modernized EU-Mexico Global Trade Agreement)</p> <p>※2018年10月22日現在、基本大枠合意済みだが、細部について交渉継続中。</p>	<p>Annex III, Definition of the concept of originating products and methods of administrative cooperation</p> <p><a href="#">Official Journal, L245, 29 Sept. 2000, p.953</a></p> <p>交渉中</p>	<p>二国間累積</p>
(2)チリ (再交渉)	<p>EU チリ連合協定 (<a href="#">Agreement establishing an association between the European Community and its Member States, of the one part, and the Republic of Chile, of the other part</a>)</p> <p>新 EU チリ連合協定 (Modernized EU-Chile Association Agreement)</p> <p>※2018年10月22日現在、交渉中。</p>	<p>Annex III, Definition of the concept of originating products and methods of administrative cooperation.</p> <p><a href="#">Official Journal L353 30 Dec. 2002, p.3</a>) as amended by the 2004 Accession Protocol. <a href="#">Official Journal L2.8, 10 Feb 2005, p.3.</a></p> <p>交渉中</p>	<p>二国間累積 (新 EU チリ連合協定は交渉中)</p>

<p>(3)韓国</p>	<p>欧州連合と大韓民国との間の自由貿易協定 (Free trade Agreement between the European Union and its Member States, of the one part, and the Republic of Korea, of the other part)</p> <p><u>法律規定</u></p> <p>(1) 協定署名と暫定適用</p> <p>Council Decision of 16 September 2010 on the signing, on behalf of the European Union, and provisional application of the Free Trade Agreement between the European Union and its Member States, of the one part, and the Republic of Korea, of the other part</p> <p><a href="#"><u>Official Journal, L127 of 14 May 2011, p.6</u></a></p> <p>(2) 協定発効</p> <p>Council Decision (EU) 2015/2169 of 1 October 2015 on the conclusion of the Free Trade Agreement between the European Union and its Member States, of the one part, and the Republic of Korea, of the other part<sup>86</sup></p> <p><a href="#"><u>Official Journal, L307 of 25 November 2015, p. 2</u></a></p>	<p>Protocol concerning the definition of ‘originating products’ and methods of administrative cooperation</p> <p><a href="#"><u>Official Journal, L127 of 14 May 2011, p.1344</u></a></p>	<p>二国間累積</p>
--------------	---	---	--------------

<sup>86</sup> Notice concerning the entry into force of the Free Trade Agreement between the European Union and its Member States, of the one part, and the Republic of Korea, of the other part (*Official Journal, L307, 25 November 2015, p. 2*) により 2015 年 12 月 13 日より発効することが通知された。

<p>(4)カナダ</p>	<p>カナダと欧州連合との間の包括的 経済貿易協定（Comprehensive Economic and Trade Agreement （CETA） between Canada, of the one part, and the European Union and its Member States, of the other part）</p> <p><u>法律規定</u></p> <p>(1) 署名 Council Decision (EU) 2017/37 of 28 October 2016 on the signing on behalf of the European Union of the Comprehensive Economic and Trade Agreement (CETA) between Canada, of the one part, and the European Union and its Member States, of the other part <a href="#">Official Journal, L11, 14 January 2017, p 1</a></p> <p>(2) 暫定適用 Council Decision (EU) 2017/37 of 28 October 2016 on the provisional application of the Comprehensive Economic and Trade Agreement (CETA) between Canada, of the one part, and the European Union and its Member States, of the other part<sup>87</sup> <a href="#">Official Journal, L11, 14 January 2017, p. 1080</a></p>	<p>Protocol on rules of origin and origin procedures, <a href="#">Official Journal L11, 14 January 2017, p.465- 566</a></p>	<p>全累積およ び第三国を 含む累積</p>
---------------	---	---	---------------------------------

<sup>87</sup> Notice concerning the provisional application of the Comprehensive Economic and Trade Agreement (CETA) between Canada, of the one part, and the European Union and its Member States, of the other part (Official Journal, L 22.8, 16 September 2017, page 9) により 2017 年 9 月 21 日より暫定適用されることが通知された。

(5)シンガポール	<p>欧州連合シンガポールとの間の自由貿易協定 (Free Trade Agreement between the European Union and the Republic of Singapore)</p> <p>※2018年10月22日現在、未発効</p>	<p>Protocol 1 Concerning the definition of the concept of “originating products” and methods of administrative co-operation</p>	<p>二国間累積および第三国を含む累積 (ASEAN加盟国のみ)</p>
(6)ベトナム	<p>欧州連合とベトナム社会主義共和国と間の自由貿易協定 (Free Trade Agreement between the European Union and the Socialist Republic of Vietnam)</p> <p>※2018年10月22日現在、未発効</p>	<p>Chapter 4: Protocol concerning the definition concept of “originating products” and methods of administrative cooperation</p>	<p>二国間累積および第三国を含む累積</p>
(7)日本	<p>欧州連合と日本国との間の経済上の連携に関する協定 (Agreement between the European Union and Japan for an Economic Partnership)</p> <p>※2018年7月17日署名、2018年10月22日現在、未発効</p>	<p>Chapter 3: Rules of Origin and Origin Procedures</p>	<p>全累積および第三国を含む累積</p>

資料 2. 最低作業リスト

協定文	最低作業リスト
<p>EU メキシコ FTA (グローバル協定)</p>	<p>① 運送及び保管中に良好な状態を維持するための保存措置            ② 製品の特性を変えない水または他の物質による希釈            ③ 穀物の清掃、選別、スクリーニング、選り分け、分類、格付け、組み合わせ（品物のセット組みを含む）、洗浄、塗装、脱穀、そして切り刻み            ④ i. 包装の変更、包装の解体及び組立て                ii. 瓶・缶・枠型・袋・ケース・箱詰め、カード・板への固定、その他全ての単純な包装作業            ⑤ マーク、ラベル、ロゴ、その他商品または包装への識別印の貼付または印刷            ⑥ 洗浄、清掃、埃・酸化物・油・塗装またはその他の被膜の除去            ⑦ 商品の単純な混合。その商品が異なる種類かどうかを問わない。混合される一部または複数の成分が付属書 2 に規定されている原産資格の付与条件を満たさないものを含む            ⑧ 完成品の製作のための単純な部品の組合せ            ⑨ <u>上記①から⑧に記載されている二以上の作業の組合せ</u>            ⑩ <u>動物の解体</u></p> <p>なお、製品になされた生産が上記の最低作業に当たりうるかを判断する際には、協定国で行われた全ての生産工程を考慮するものとする。</p>
<p>EU チリ FTA</p>	<p>① 運送及び保管中に良好な状態を維持するための保存措置            ② 包装の解体及び組立て            ③ 洗浄、清掃、埃・酸化物・油・塗装またはその他の被膜の除去            ④ 繊維のアイロンがけまたはプレス            ⑤ 単純な塗装及び研磨作業            ⑥ 穀物および米の脱穀、一部または全部の漂白、精白およびつや出し            ⑦ 砂糖の色付け、角砂糖への加工            ⑧ 果物、ナッツおよび野菜の皮むき、種取り、殻むき            ⑨ 研磨、単純なすりつぶしまたは単純な切断            ⑩ 選別、スクリーニング、選り分け、分類、格付け、組み合わせ（品物のセット組みを含む）            ⑪ 瓶・缶・枠型・袋・ケース・箱詰め、カード・板への固定、その</p>

	<p>他全ての単純な包装作業</p> <p>⑫ マーク、ラベル、ロゴ、その他商品または包装への識別印の貼付または印刷</p> <p>⑬ 商品の単純な混合。その商品が異なる種類かどうかを問わない。</p> <p>⑭ 完成品の製作のための単純な部品及び製品の部品への分解</p> <p>⑮ 荷物積み进行容易にする作業</p> <p>⑯ 上記①から⑮に記載されている二以上の作業の組合せ</p> <p>⑰ 動物の解体</p> <p>なお、製品になされた生産が上記の最低作業に当たりうるかを判断する際には、EU およびチリで行われた全ての生産工程を考慮するものとする。</p>
EU 韓国 FTA	<p>① 運送および保管中に良好な状態を維持するための保存措置</p> <p>② 包装の変更、包装の分解および組み立て</p> <p>③ 洗浄、清掃、埃・酸化物・油・塗装またはその他の被膜の除去</p> <p>④ 繊維のアイロンがけまたはプレス</p> <p>⑤ 単純な塗装及び研磨作業</p> <p>⑥ 穀物および米の脱穀、一部または全部の漂白、精白およびつや出し</p> <p>⑦ 砂糖の色付け・味付け、角砂糖への加工、結晶糖の粉碎（全部または一部）</p> <p>⑧ 果物、ナッツおよび野菜の皮むき、種取り、殻むき</p> <p>⑨ 研磨、単純なすりつぶしまたは単純な切断</p> <p>⑩ 選別、スクリーニング、選り分け、分類、格付け、組み合わせ（品物のセット組みを含む）</p> <p>⑪ 瓶・缶・枠型・袋・ケース・箱詰め、カード・板への固定、その他全ての単純な包装作業</p> <p>⑫ マーク、ラベル、ロゴ、その他商品または包装への識別印の貼付または印刷</p> <p>⑬ 商品の単純な混合。その商品が異なる種類かどうかを問わない。砂糖のいかなる原料との混合も含む。</p> <p>⑭ 完成品の製作のための単純な部品及び製品の部品への分解</p> <p>⑮ 検査または校正</p> <p>⑯ 上記①から⑮に記載されている二以上の作業の組合せ</p> <p>⑰ 動物の解体</p>

<p>EU カナダ EPA (CETA)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 運送及び保管中に良好な状態を維持するための保存措置</li> <li>② 包装の解体及び組立て</li> <li>③ 洗浄、清掃、埃・酸化物・油・塗装またはその他の被膜の除去</li> <li>④ HS 50 類から 63 類までに分類される繊維又は繊維製品のアイロンがけまたはプレス</li> <li>⑤ 単純な塗装及び研磨作業</li> <li>⑥ HS 10 類に分類される穀物及び米の脱穀、一部または全部の漂白、精白及びつや出しのうち、類の変更を生じさせない作業</li> <li>⑦ HS 1701 項および 1702 項に分類される砂糖の色付け・味付け、HS 1701 項に分類される角砂糖への加工、HS 1701 項に分類される結晶糖の粉碎（一部または全部）</li> <li>⑧ HS 7 類に分類される野菜、HS8 類に分類される果物、HS 0801 項及び 0802 項に分類されるナット並びに HS 1202 項に分類される落花生の皮むき、種取り、殻むきのうち、類の変更を生じさせない作業</li> <li>⑨ 研磨、単純なすりつぶしまたは単純な切断</li> <li>⑩ 選別、スクリーニング、選り分け、分類、格付け、組み合わせ</li> <li>⑪ 瓶・缶・枠型・袋・ケース・箱詰め、カード・板への固定、その他全ての単純な包装作業</li> <li>⑫ マーク、ラベル、ロゴ、その他商品または包装への識別印の貼付または印刷</li> <li>⑬ HS 1701 項及び 1702 項に分類される砂糖のいかなる原料との混合</li> <li>⑭ 材料の単純な混合。その商品が異なる種類かどうかを問わない。但し、単純な混合には、品目別原産地規則の HS 28 類・29 類の製品に対する Note に規定されている化学反応を引き起こす作業は含まない。</li> <li>⑮ HS 61 類、62 類および 82 類から 97 類までに分類される完成品への単純な部品の組み立て、または、HS61 類、62 類又は 82 類から 97 類までに分類される完成品の部品への分解</li> <li>⑯ 上記①から⑮に記載されている二以上の作業の組み合わせ</li> <li>⑰ 動物の解体</li> </ul>
------------------------------	---

	<p>なお、製品になされた生産が上記の最低作業に当たりうるかを判断する際には、EU およびカナダで行われた全ての生産工程を考慮するものとする。</p> <p>作業のために特別に生産または導入された特殊な技能、機械、装置または器具を要しない場合、または、これらの特殊な技能、機械、装置または器具が製品の重要な性質や特性に影響を与えていない場合、当該作業は「単純」と判断する。</p>
--	--

<p>EU シンガポール FTA、 EU ベトナム FTA</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 運送及び保管中に良好な状態を維持するための保存措置</li> <li>② 包装の解体及び組立て</li> <li>③ 洗浄、清掃、埃・酸化物・油・塗装またはその他の被膜の除去</li> <li>④ 繊維及び繊維製品のアイロンがけまたはプレス</li> <li>⑤ 単純な塗装及び研磨作業</li> <li>⑥ 穀物および米の脱穀、精白（一部または全部）、研磨及びつや出し</li> <li>⑦ 砂糖の色付け・味付け、角砂糖への加工、結晶糖の粉碎（一部または全部）</li> <li>⑧ 果物、ナッツおよび野菜の皮むき、種取り、殻むき</li> <li>⑨ 研磨、単純なすりつぶしまたは単純な切断</li> <li>⑩ 選別、スクリーニング、選り分け、分類、格付け、組み合わせ（品物のセット組みを含む）</li> <li>⑪ 瓶・缶・枠型・袋・ケース・箱詰め、カード・板への固定、その他全ての単純な包装作業</li> <li>⑫ マーク、ラベル、ロゴ、その他商品または包装への識別印の貼付または印刷</li> <li>⑬ 商品の単純な混合。その商品が異なる種類かどうかを問わない。砂糖のいかなる原料との混合も含む。</li> <li>⑭ 商品の単純な加水、希釈、脱水、変性</li> <li>⑮ 部品の単純な組立による完成品の製造および完成品から部品への分解</li> <li>⑯ 上記①から⑮に記載されている二以上の作業の組合せ</li> <li>⑰ 動物の解体</li> </ol> <p>なお、製品になされた生産が上記の最低作業に当たりうるかを判</p>
---------------------------------------	--

	<p>断する際には、協定国<sup>88</sup>で行われた全ての生産工程を考慮するものとする。</p> <p>作業のために特別に生産または導入された特殊な技能、機械、装置または器具を要しない場合、当該作業は「単純」と判断する。</p>
日 EU・EPA	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 運送及び保管中に良好な状態を維持するために行う乾燥、冷凍、塩水保存等の保存措置</li> <li>② 包装の変更</li> <li>③ 包装の解体または組立て</li> <li>④ 洗浄、清掃、埃・酸化物・油・塗装またはその他の被膜の除去</li> <li>⑤ 繊維または繊維製品のアイロンがけまたはプレス</li> <li>⑥ 単純な塗装及び研磨作業</li> <li>⑦ 穀物または米の脱穀、漂白（一部または全部）、精白またはつや出し</li> <li>⑧ 砂糖の色付け・味付け、角砂糖への加工、結晶糖の粉碎（一部または全部）</li> <li>⑨ 果物、ナッツ及び野菜の皮むき、種取り、殻むき</li> <li>⑩ 研磨、単純なすりつぶしまたは単純な切断</li> <li>⑪ 選別、スクリーニング、選り分け、分類、格付け、組み合わせ（品物のセットの仕上げを含む）</li> <li>⑫ 瓶・缶・枠型・袋・ケース・箱詰め、カード・板への固定、その他全ての単純な包装作業</li> <li>⑬ マーク、ラベル、ロゴ、その他商品または包装への識別印の貼付または印刷</li> <li>⑭ 商品の単純な混合。その商品が異なる種類かどうかを問わない。</li> <li>⑮ 商品の単純な加水、希釈、脱水、変性</li> <li>⑯ 部品の単純な組立による完成品の製造および完成品から部品への分解</li> <li>⑰ 動物の解体</li> </ol> <p>作業のために特別に生産または導入された特殊な技能、機械、装置または器具を要しない場合、当該作業は「単純」と判断する。</p>

<sup>88</sup> EU シンガポール FTA では EU とシンガポール、EU ベトナム FTA では EU とベトナム。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約 1 分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20180023>

「EU 特恵関税に関する原産地制度」

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部 欧州ロシア CIS 課  
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32  
Tel. 03-3582-5569